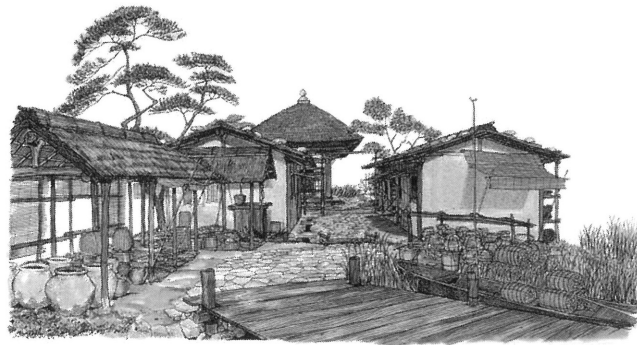


広島県立歴史博物館

# 研究紀要

第24号



今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙	石川良枝	1
闘茶について—闘茶札と文献資料から探るその具体像—	石橋健太郎	24
資料紹介—塩竈神社奉納額について—	伊藤大輔	51
「菅茶山」の姓名・号について—茶山・晋師・太中—	岡野将士	59
吉川興経の引退と毛利元春の家督相続	木村信幸	67
研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について～「松前えそ図」と 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～	久下実	85
「山陽先生詩稿」訳注(一)	花本哲志	99
広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡—翻刻と解題— ..... 湯谷祐三 廣森美枝子		121
<hr/>		
福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址出土遺物について	尾崎光伸	(1)

**BULLETIN**  
**Of**  
**the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY**

**Vol.24**

**2021**

Artifacts Excavated from the Ruins of the Abandoned Wako-ji Temple Pagoda in  
Tsunogo-cho, Fukuyama City ..... OZAKI Mitsunobu (1)

---

Mapping papers used in formal correspondence, traced from Onchūrōkaku-hikae .....	ISHIKAWA Yoshie	1
“Toucha” —Search of the concrete image to begin with a tea competition cards— .....	ISHIBASHI Kentarou	24
About “SIOGAMA shrine exvoto” .....	ITOU Daisuke	51
About the name of “KAN Chazan” and pen name—Chazan Tokinori and Tachu— .....	OKONO Masashi	59
About the inheritance of Kikkawa family by “MOURI Motoharu” and the retirement of “KIKKAWA Okitsune” .....	KIMURA Nobuyuki	67
Two maps of HOKKAIDO spread to local area in Japan in early BUNKA-period (approximately 1804–1808) .....	KUGE Minoru	85
Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part1 .....	HANAMOTO Satoshi	99
The letters of Priest Unge in the collection of the Hiroshima Prefectural Museum of History .....	YUTANI Yuuzou, HIROMORI Mieko	121



# 闘茶について——闘茶札と文献資料から探るその具体像——

石橋 健太郎

## はじめに

文献資料などから窺えないことが、出土資料から判明することがままある。草戸千軒町遺跡出土資料からも、中世の生活及び文化などについて新発見が得られることが今までもあった。例えば木の葉型のこぎり、かつて絵画でのみ見られたが、実物が草戸千軒町遺跡から出土した。本稿で取り上げる闘茶札も同様で、闘茶の回答に闘茶札が使用されたことは文献資料には現れず、闘茶札の現存例としては、伝世品も含めて草戸千軒町遺跡出土のものが唯一とされている。

室町時代の飲茶には、寺院儀式に由来する茶札（古式な喫茶儀札）と、賭博を伴うことも多かった遊戯性の高い闘茶の存在したことが知られている。茶札はいくつかの寺院で傳承されているが、闘茶は、千宗且が禁止したこともあり、江戸時代初期に廃絶したと考えられている。

一方、中世以来の闘茶の伝統が繼承され、その内容が十八世紀に千家流の制定した「七事式」の中の「茶カブキ」として集成されたとする説がある<sup>(1)</sup>。

しかし、利休時代より後では闘茶を行った記録が見当たらず、また「七事式」まで二世紀もの時を経ていることから、中世の闘茶の内容が

そのまま繼承されたとは考え難い。「七事式」の「茶カブキ」の内容は、諸資料から推測できる中世の闘茶とはかなり相違しており、形骸化したもの、あるいは新たに創作されたものと言える。

そこで本稿では、草戸千軒町遺跡出土の闘茶札の希少さ及び重要性を強調するとともに、既に廃絶し、史料的制約により不明のことの多い闘茶について、その具体的な内容を探る。

さて、闘茶に関する論考には、次のようなものが見られる。

総合的に闘茶を述べたものに、筒井絃一氏の著作がある<sup>(2)</sup>。

個別の史料に現れる闘茶については、谷晃氏が『喫茶往来』について<sup>(3)</sup>、熊倉功夫氏が『太平記』について<sup>(4)</sup>、熊倉功夫氏と筒井絃一氏が『祇園執行日記』について<sup>(5)</sup>、五来重氏が『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料』について<sup>(6)</sup>論じている。

闘茶の方法については、神津朝夫氏<sup>(7)</sup>と村井康彦氏<sup>(8)</sup>の論考がある。

また、萩原英子氏が闘茶の和様化について<sup>(9)</sup>、筒井絃一氏が闘茶と僧侶の関係について<sup>(10)</sup>、永島福太郎氏は闘茶会と夢窓国師について<sup>(11)</sup>、野地修正氏は闘茶と会所について<sup>(12)</sup>、白川宗源氏は闘茶とバサラの関係について<sup>(13)</sup>、宍戸佳織氏が宋代の茶加工と闘茶について<sup>(14)</sup>論じて

いる。他例を見ない、現代に伝わる闘茶神事のお茶講を紹介した記事<sup>(15)</sup>も参考となる。

なお、志田原重人氏及び下津間康夫氏、そして筆者が草戸千軒町遺跡出土の闘茶札について<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup><sup>(19)</sup>、下津間康夫氏及び筆者が同遺跡出土の闘香札について紹介している<sup>(18)</sup><sup>(19)</sup>。

残念ながら、関係資料を網羅して、総合的に闘茶について述べたものは見られない。及ばずながら、その一助となることを願い本稿を記す。

## 一 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札・闘香札

### (1) 闘茶札と闘香札

日本の闘茶は、茶を飲んで香りや味から産地を推測するなどして、複数の茶を飲み分けて勝敗を競う遊びである。日本では「回茶」、「飲茶勝負」、「茶寄合」、「茶湯勝負」、「貢茶」などとも呼ばれた。一方、組香は、複数の香木を炷いてその香りを聞き分けて競う遊びである。

これらの闘茶や組香において、参加者は自らの回答を紙や木札に記して提出するのであるが、木札を使用するものが、闘茶札や闘香札と呼ばれる。

組香では古くから闘香札を使用していたことが、香道の伝書から分かっている。組香は室町時代に創成されたと考えられており、その伝統は香道によって現代にまで継承されている。香道では伝書や口伝を通して古式を踏襲継承する中で、香札の使用も伝承されている。紙が貴重であった時代には、紙を素材とする記紙よりも、繰り返し使用できる木製札

が重宝されたのであろう。

闘茶について茶道の伝書には記述が無く、闘茶の存在を示す日記や記録、往来物、物語などのわずかな文献資料にも、闘茶札の存在を窺わせる記述は見当たらない。闘茶札が使用されていたことを示唆するのは、出土品の闘茶札のみである。

### (2) 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札

草戸千軒町遺跡では、それぞれ闘茶札と推定されるものと、闘香札と推定されるものが、時期の異なる別の遺構から出土している。

闘茶札と想定されるものは、二十七及び二十八次調査で検出された東西三十一メートル、南北八〜十五メートル、深さ一・一メートルの十四世紀中頃の池(SG一七九〇・一七九一)から出土した。闘茶札の他にも、次のような豊富な出土品が見られた。

土製品には、土師質土器をはじめ、備前や常滑、瀬戸、東播系須恵器、中国産の青磁や白磁、緑釉陶器が見られた。石製品では石鍋、砥石、骨角製筭、藁草履などが出土している。木製品では、折敷、杓子状木製品、箸状木製品、曲物、円形板、栓、漆器、下駄、草履状木製品、柄、鞘、へら、木槌、人形、舟形、陽物、羽子板状木製品、毬杖、毬、木像などが出土している。このほかに、木筒、板塔婆、柿経も出土している。

闘茶札と考えられるものは十四点で、形状から長札(A)十点と、短札(B)四点に分類できる。

別に、短札(B)の形状で、両面共に「目」と墨書されているものが、同時期の他の遺構(SG二六四〇)から出土している。しかし、両面の

第1表 A (長札)

	文字	法量 (mm)			用途	出土遺構
		長さ	幅	厚さ		
1	本【非】/おしめ	△101	18	2	闘茶札	SG1790
2	尤可為本望哉 本	133	17	2		
3	二一	66	18	3		
8	本	△74	18	2		
9	本	△124	18	2		
10	本【非】	112	20	2		
11	本【非】	△197	28	3		
12	二一	98	17	3		
13	都【鄙】	170	27	1		
14	古【新】	222	△35	2		

※【】は未確定 ※△は完形ではない。

第2表 B (短札)

	文字	法量 (mm)			用途	出土遺構
		長さ	幅	厚さ		
4	二	37	17	2	闘香札 or 闘茶札	SG1791
5	二	48	21	2		
6	□	46	19	3		
7	客	35	18	2		

第1・2表 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札とされる墨書木札一覧表

内容が同じである札は、闘茶や闘香の回答用の札としては考え難いので、ここでは検討の対象としない。

報告書において、これらの墨書木札が闘茶札と判断された根拠は、札に記された墨書によると思われる。墨書が、闘茶に関係する文言であるからである。

闘茶にもトランプのように種目がある。例えばトランプ・カードを使用して行うゲーム、「ババ抜き」や「神経衰弱」、「七並べ」などの種目に当たるものが、「本非勝負」や「十種茶」である。これらの種目によって、使用される闘茶札が異なる。

草戸千軒町遺跡出土の闘茶札とされる札は、大きさによって次の二種

類に分けることができる。

A 「物差し」状のもので、幅に比して長さが数倍も長いものである。

墨書は不分明な部分があるが、それぞれ「本非」「都鄙」「新古」

「一二」と墨書されていたと思われる。

B 形や大きさが将棋の駒に近いもの。それぞれ「客」「二」の墨書

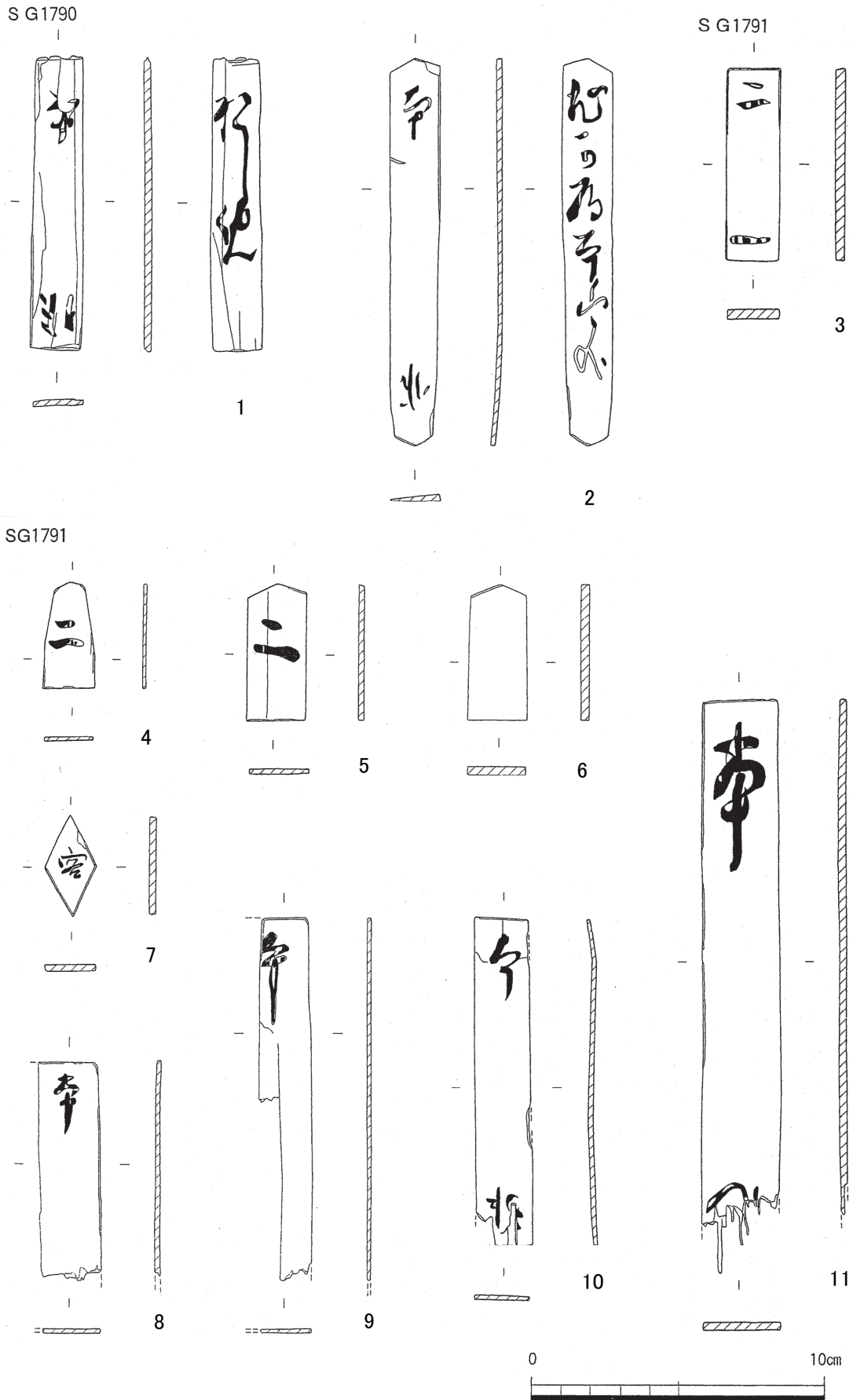
が読み取れるものと、何も読み取れないものがある。

Aは、「本・非」「都・鄙」「新・古」「一・二」などの二種類のお茶を飲み分ける勝負事に使用されたものと推察される。内容が不明で名前のみが伝わるこれらの茶勝負については後述する。

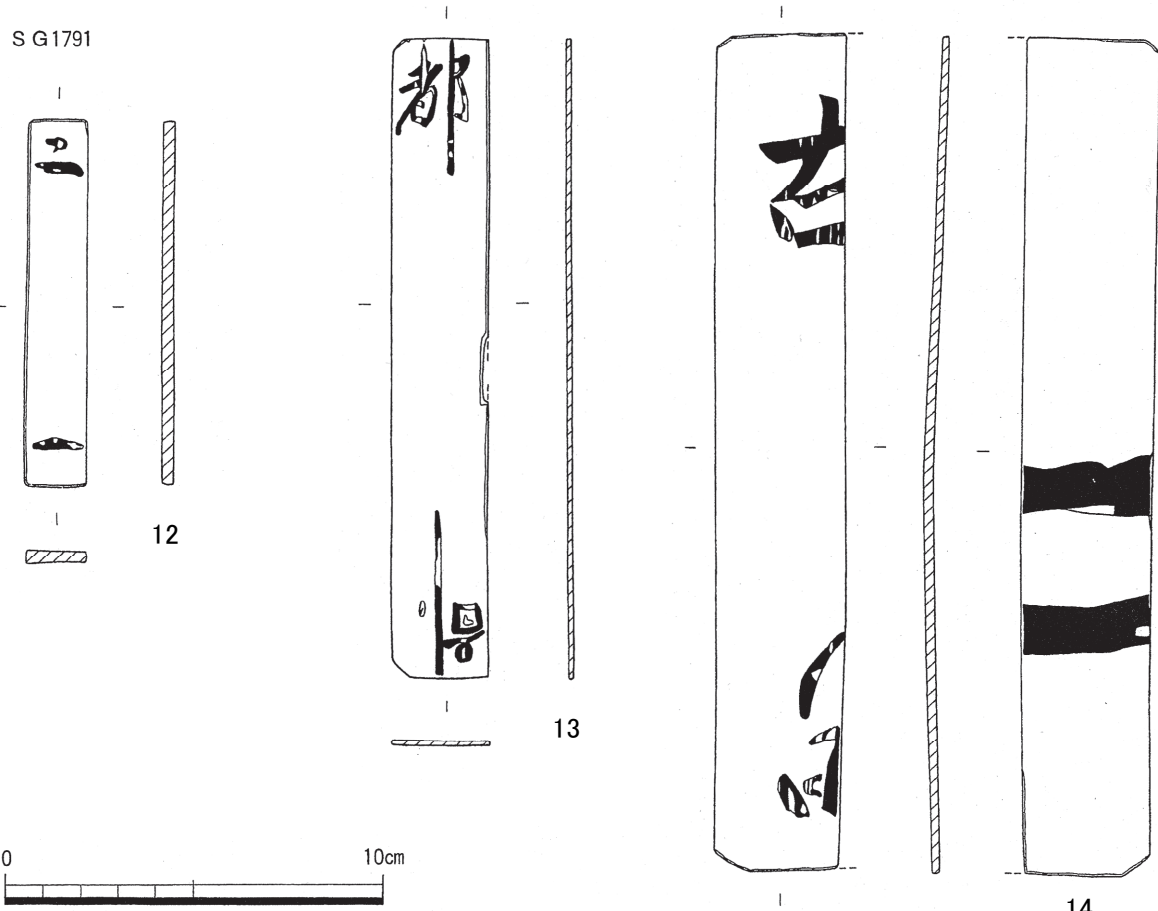
Bは、室町時代以来の伝統が現代にまで継承される香道において使用される、闘香札（香札・十種香札）と同様のものである。闘香札は、香道で組香が催される時に、香を聞く参加者が、回答を提出するために使用するものである。闘香札の最も一般的なものが、十種香と呼ばれる組香で使用されるもので、「十種香札」とも呼ばれる。十種香は、三種の香（一・二・三）が各三包と一種の香（客）が一包で、合計十包が用意される。初めに回答者が三種の香の香りを試みて覚えた後、先の十包が順不同で出題され、その順番を一・二・三・客で回答するものである。

闘香札には、一面に参加者を区別するための仮名に当たる文様が描かれ、もう一面には一・二・三・ウ（客）の文字が記される。一人分が十枚で、一・二・三の札それぞれ三枚ずつと、ウ（客）の札一枚で構成される。一人前一組が通常十セット、十組十人前で一揃えとされる。

Bの「二」や「客」の墨書は、現行の闘香札と一致する。このことから、十種香と構造が同じである十種茶（四種のお茶を飲み分ける勝負事）



第1図 闘茶札と考えられている出土木簡類実測図 1



第2図 鬪茶札と考えられている出土木筒類実測図 2

	文字	長 (mm)	幅 (mm)	厚 (mm)	用途	出土遺構
15	一	36	△16	2	聞香札 or 鬪茶札	S E 4720
16	二	34	19	2.5		
17	三	△23	△17	2		
18	【二】□	37	18	2		
19	ウ/□	36	△11	2		
20	一/すま	34	20	2.5		
21	一/はき	34	20	2.5		
22	【一】 /あふひ	40	△12	2		
23	二/あふひ	37	21	3		
24	二/わかな	34	18	2		
25	□/ わかな	41	17	3		
26	□/□の	39	18	1.5		
27	二/□	42	17	1.5		
28	「三」もしくは「一」 / 「四」もしくは「山」	44	△18	2		

※【 】は未確定 ※△は完形ではない。

第3表 草戸千軒町遺跡出土の聞香札とされる墨書木札一覧表

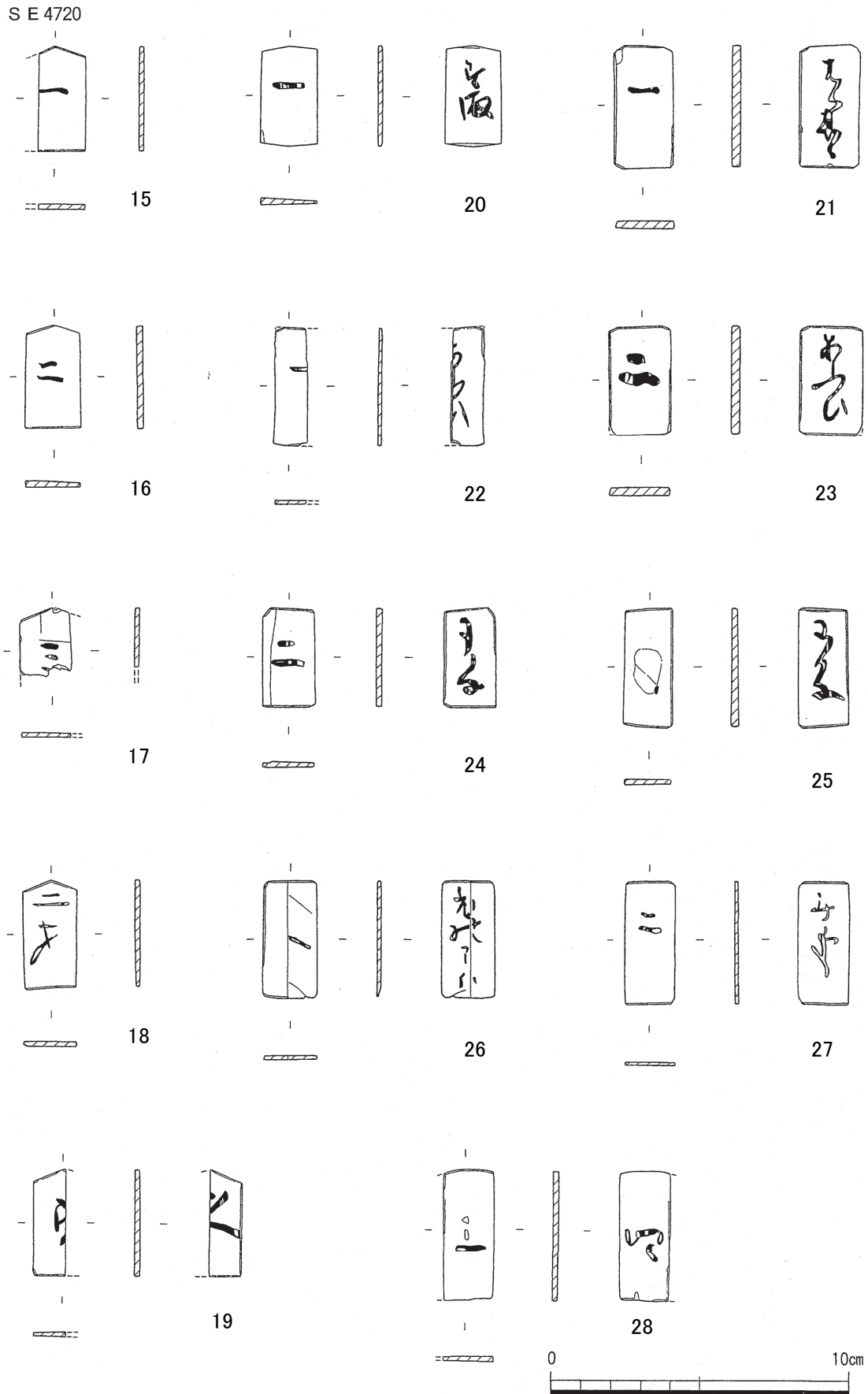
詳細は後述。)で使用されたと同定されたのであろう。但し、組香と鬪茶で共用することも可能であり、聞香札として使用された可能性も否定できない。

(3) 草戸千軒町遺跡出土の聞香札

草戸千軒町遺跡からは、第三表のような聞香札とされるものも出土している。第四十三次で検出された径一・三メートルの石組井戸(S E 四七二〇)から出土した。この井戸は十五世紀末から十六世紀初頭頃に埋め立てられたと考えられ、次のような豊富な出土品が見られる。

土製品では、土師質土器をはじめ、瓦質土器や備前、常滑、瀬戸、龜山、東播系須恵器の他、中国産青磁、青白磁、染付、瓦、壁土が、鉄製品では、鉄鍋、鉄製蓋、鉄製小札、銅製小柄、石製品では砥石が出土し





第3図 闘茶札と考えられている出土木簡類実測図 3

※実測図面は、広島県立歴史博物館『草戸木簡集成3』草戸千軒町遺跡調査研究報告6 広島県立歴史博物館 2004 から引用。

	墨書内容	法量(mm)			遺跡名	時代	所在地	備考				
		縦	横	高さ								
1	三〇【四】	93	19.5	3	大楯遺跡	鎌倉時代	山形県鮎川郡遊佐町大字小原田大楯・大槻	言及なし				
2	客・客	169	44	3.5								
3	□□\□□	86.2	14.1	3.2	十三湊遺跡	14～16世紀	青森県五所川原市十三通行道	鬮茶札				
4	三\嶋	45	25	3	赤堀城跡	14～16世紀	三重県四日市市城西町	鬮茶札				
5	二	44.5	23	2	千沢城下町遺跡	14世紀後半～15世紀前半	長野県茅野市大字宮川字安国寺	鬮茶札				
6	客	50	20	3	瑞巖寺境内遺跡	15世紀後半	宮城県宮城郡松島町松島	鬮茶札				
7	二三\一四	56	54	3				? (着座を決めるものか)				
8	二・一\ウ	30	16.2	1	亀ヶ崎城跡	16世紀前半～17世紀初頭	山形県酒田市亀ヶ崎	鬮茶札				
9	信重・信	105	17.2	7								
10	うみかふり\花	40	△25	5	吉川元春館跡	16世紀後半	広島県山県郡北広島町志路原字海応寺	鬮香札				
11	花\ラ	53	15	1	一乗谷朝倉遺跡	戦国時代	福井県福井市城戸ノ内町	鬮香札				
12	春\一	40	19	1								
13	秋\一	37	18	1								
14	秋\二	36	18	1								
15	秋\ウ	32	22	4								
16	花\叶	△38	16	1								
17	□(天カ)	35	△11	2								
18	地	30	20	2								
19	地	36	△11	1								
20	人	24	18	1.5								
21	秋\一	37	18	1	宮内堀脇遺跡	戦国時代	兵庫県出石郡出石町宮内字堀脇	鬮茶や鬮香				
22	□(らカ)\□(せカ)	△37	22	1								
23	□	40	△10.5	1	平城京左京三条三坊三坪	～桃山時代	奈良県奈良市大宮町七丁目	言及なし				
24	一\一	30	27	3								
25	ウ\取	37	13	1								
26	叶\□□□□	47	32	3					鶴ヶ岡城跡 (二の丸南辺地点)	近世	山形県鶴岡市馬場町	鬮茶札
27	十一\十一	38	21	2								?
28	秋\一	42	35	2					汐留遺跡	近世	東京都港区東新橋一丁目	鬮香札
29	鶴\一	43	35	2								
30	春\二	43	34	3								
31	喜\三	43	33	3								
32	□\二	43	34	2								
33	鳥\一	43	35	3								
34	風\ウ	43	34	3								
35	夏\一	42	34	3								
36	秋\三	44	35	3								
37	桜\一	42	35	2								
38	□□	42	34	3								
39	□□	43	33	3								
40	冬\□	43	34	3								
41	鶴	43	34	3								
42	□\二	41	35	3								
43	朴\□	42	33	3								
44	□□	42	21	3								
45	□□	43	23	3								
46	□□	42	23	2								
47	十三\十三	38	19	2	御館遺跡	不明	石川県羽咋郡押水町小川	鬮茶札				
48	五	37	19	2								
49	十六\十六	37	18	2								
50	十五\十五	37	19	2								
51	六\六	37	19	2								
52	十二	37	19	2								
53	十七	37	19	2								
54	一・二	81	20	0.5								

※奈良文化財研究所のデータベース『木簡庫』から著者が作成 ※備考欄へは、『木簡研究』あるいは報告書において、どのように分類されているかを記した。

第4表 鬮茶札・鬮香札とされる墨書木札の全国出土一覧

た。木製品では、折敷、杓子状木製品、箸状木製品、曲げ物、桶側板、円形板、漆器、横櫛、浮子、羽子板状木製品、毬杖などが見られた。これらとともに、聞香札と考えられている木札十四点と断片一点が出土した。これらの木札の形状は、B（短札）に分類できる。なお、参加者を区別するための仮名として、源氏物語の巻名である「須磨」「葵」「若菜」「帚木」の文字が記されることは特に興味深い<sup>(18)</sup> <sup>(19)</sup> <sup>(20)</sup>。

草戸千軒町遺跡出土の聞香札とされるものと同形式の木札は、全国のいくつかの遺跡から出土している。奈良文化財研究所の木簡データベース或いは『木簡研究』で紹介されるそれらの多くは、B（短札）に類似の形状をもつ。

これら全国の出土例において、両面に墨書があり、なおかつ、その片面の墨書が「一」「二」「三」「ウ（客）」であるものは、現在も使用される聞香札（十種香札）と同形式である。数字が回答であり、もう一方の墨書が、複数の参加者を区別するための仮名あるいは符号である。「取」「秋」「藤」「花」「春」「秋」がそれである。

一面の墨書しか読み取れないものについては、より慎重な検討が必要であろう。「地」あるいは「人」と記されたものは、天・地・人で回答するか、あるいは参加者を区別したものかは不明である。また、一面の墨書が「花」もう一面が「叶」の札は、「花」が参加者を区別する仮名で、「叶」は回答が全て正解であったことを示していると考えられる。香道では、問題に全て正解した場合に「叶」と記すからである。

以上、Bの札と全国の出土札は、香道における聞香札（十種香札）と同様のもので、いわゆる十種茶や十種香に使用した可能性が高い。

草戸千軒町遺跡のBの札は、鬪茶札である可能性が高いAの札と共に出土していることから鬪茶札と推定されている。しかし香道の聞香札と同形式であることを考えると、鬪茶札と断定するには躊躇がある。Bと同形式の全国の出土札については、それぞれの発掘調査報告書や『木簡研究』の解説において、根拠を明示せず「鬪茶札」或いは「聞香札」、「不明」と記されている。これらについても、再検討が必要であろう。

#### (4) 草戸千軒町遺跡から出土した鬪茶札の特異性

草戸千軒町遺跡出土のAの特異性は、全国の出土例と比較するとより際立つ。「本非」、「都鄙」、「新古」と記されたものは、他に例が無い。また、形状も現行の聞香札と類似するBとは異なり、類似のものがほとんど無い。

後述するが、鬪茶の中に「本非」、「都鄙」の茶勝負と呼ばれるものがあつたことは、文献資料から分かっているので、Aの札が鬪茶札であると特定できるのである。

鬪茶は既に廃絶し、茶道伝書等の文献資料にも内容についての記述が無く、道具も伝世していないので、鬪茶で札が使用されたことは当然未知であった。

Aの鬪茶札が唯一明らかな鬪茶道具と言える。ただし、鬪茶においてこの札がどのように使用され、他にどのような道具があつたのか、また進行はどのようなようになったのかなど、その具体的な内容は詳らかでない。鬪茶における札の使用については文献に記述が無く、草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が唯一の証左となる。

現行の鬮香札と同形式のBの使用法は、鬮香札と同様と考えられる。一方、Aの形状や形式は、Bと比較して特異であり、使用法もまた独特なものであったと考えられるのである。

Bは一枚に一つの回答しか付していないが、Aは一枚の両端に一つずつ逆向きに、計二つの回答が記されているからである。これにより、回答者はどちらか一方の答えを選んで、他者へ札の一方を示して回答したものと想定できる。「本か非か」「都か鄙か」「新か古か」二者択一である。

Bが「一」「二」「三」「ウ(客)」の四つの選択肢から回答するのに対して、Aは「本非」あるいは「都鄙」、「新古」の各々二つの選択肢から回答する。Bは4種の札を使い分けて回答するのに対して、Aは札ただ一枚の使用で回答が完結するのである。

Aのような札の使用法について、神津朝夫氏は「各人が一斉にその一端を無言で執筆に示すためのもの」と想像から記すが<sup>(2)</sup>、一斉なのか、無言なのか、成績を記録する執筆に示したのか、文献に記述が無いのでその根拠はない。また神津氏は、鬮茶札が本非と両端に記される札から、十枚一組の札へ変化したと主張する。本非十種茶において、本非と記す「鬮茶札」を使用して回答する場合、本茶・非茶それぞれ五つずつ出題されるにもかかわらず、回答者が誤って両者を五つずつ回答しないことが起こるので、それを防ぐために「鬮茶札が十枚の小札を使うものへと発展していくことは必然であったといえよう。」と述べているのである。そうであるなら、「本」や「非」の一字だけが墨書された木札が出土しても良いはずだが、回答が一字のものは、全て数字かウ(客)である。

したがって、回答者が本非の比率を誤るから十枚に変化したというより、飲み当てる対象としての茶の種類が、本非や都鄙などの二種類ではなく、三種以上に増やされた結果、札一枚では示しにくくなり、一種一枚の個別の札になったと考える方が妥当であろう。

一方、表に掲載した大楯遺跡出土の札は、A(長札)の形式で両端に三・(四)と墨書があり、少なくとも四種の茶或いは香を区別し回答するのに使用されたと考えられるものである。茶や香の種類が三種以上に増えても、長札を使用した例も存在するのであり、札形式の変遷はなお検討を要する。

また、草戸千軒町遺跡の同じ遺構から、一本に二つの回答を記す形式と、一枚に一つの回答のみを記す形式の両方が出土していることから、両形式が併存した可能性も考える必要がある。

草戸千軒町遺跡出土の鬮茶札、特にA(長札)のものは、伝世品・出土品を含め他に例の無い希少なものであるにもかかわらず、広く知られているとは言えない。その重要性をここで改めて強調しておきたい。

全国の出土例の表を見ると、8と9の亀ヶ崎城跡のものと54の御館遺跡のものは、一面に二つの回答が記されており、Aの札の形式に分類できるが、その墨書は「本非」など鬮茶特有の文言ではないことから、鬮茶札とは断定できない。

ここで、一本に二つの回答が記されるAのような長札は、鬮茶札特有の形式であるという仮説を想起したが、その立証には証拠となる材料の新材が待たれる。

## 二 闘茶とは

次に、文献史料から闘茶の具体像を探りたい。

先に述べたように、闘茶は遅くとも江戸時代初期に廃絶したと考えられる。中国の闘茶が宋代特有の流行現象として元代には衰退したように、日本の闘茶も室町時代特有のものであった。中国で闘茶に関する史料が豊富ではないように、日本の闘茶関係史料も乏しい。

実物資料は、今のところ草戸千軒町遺跡出土の闘茶札のみである。また文献資料も僅少で、闘茶について当然触れて然るべき茶道の伝書に、闘茶に関する記述が見られない。十八世紀に千家により制定された「七事式」の「茶カブキ」は、中世の闘茶を継承したものといわれるが、史料が示す中世闘茶の内容とはかなりの違いが見られるので、あまり参考にならない。

そこでまず、室町時代の軍記物や往来物、記録集、あるいは記録紙（闘茶の成績表）から闘茶に関する情報を抽出し検討を加えることにより、その具体像の探求を試みる。ただし、紙面が限られることから、本稿では『花園天皇宸記』、『二条河原落書』、『太平記』、『師守記』の検討に留め、他の文献史料については稿を改める。

### (1) 日本の闘茶が窺える資料

#### a 『花園天皇宸記』

白川宗源氏は、闘茶の初見について『花園天皇宸記』の正慶元年（一三三二）の記事と、『太平記』の第七卷「千劔破城軍事」の記事を挙げ

る<sup>(13)</sup>。また、『建武年間記』（建武二年「一三三五」頃成立）も早い時期の記録である。

『花園天皇宸記』の記事は次のような内容である。

晴、資名卿（日野）・頼定卿（冷泉）已下少々近臣等祇候、有飲茶勝負、被出懸者、知茶之異也、實繼朝臣（三條）・兼什法印各一度勝之、給懸物、其後小一献、公秀卿（三條）参、頼定卿包丁、又有勝負、孔子分方、可調絵一卷之由被定之、（正慶元年「一三三二」六月五日条）

花園天皇が、日野資名や冷泉頼定などの近臣と懸物を伴った飲茶勝負、つまり闘茶を催している。

「飲茶勝負」を「知茶之異也」と説明しており、出題される複数の茶について種類の異同を当て競うものであることが分かる。本非茶勝負や都鄙茶勝負など、どのような種類の闘茶であったのかは窺えない。

一勝負を終えて簡単な酒宴を催している。続いて行われた「頼定卿包丁」とは、冷泉頼定が「包丁式」を披露したのであろう。「包丁式」が終わると再び闘茶が行われている。「孔子分方」とは、籤でグループを分けたのであろうか。勝負で負けたグループが、絵巻一卷を作成することと決めている。他記録の闘茶記事では、その場で懸物がやり取りされるものばかりなので、絵巻の作成を担当するというのは興味深い。

b 「二条河原落書」

「二条河原落書」は、『建武年間記』（建武年間（一三三四―一三八）頃成立。別名に『建武二年記』があり、建武二年（一三三五）頃の作ともいわれる。）の中に記録されるものである。この落首は鬪茶の一種である十種茶を、「婆佐羅」（バサラ）の世相の中の一流行現象と捉え、連歌や田楽、組香とともに批判的に挙げる<sup>(20)</sup>。

京鎌倉ヲコキマゼテ 一座ソロハヌエセ連歌 在々所々ノ歌連歌  
 点者ニナラヌ人ゾナキ 譜代非成ノ差別ナク 自由狼藉世界也 犬  
 田楽ハ関東ノ ホロブル物ト云ナガラ 田楽ハナオハヤルナリ 茶  
 香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト 都ハイト、倍増ス（以下筆者傍  
 線）<sup>(21)</sup>

この落書が取り上げる「茶香十炷ノ寄合」とは、「十炷香」（十種香）<sup>(22)</sup>と「十種茶」のことである。建武年間（一三三四―一三八）には既に、茶（鬪茶）と香（組香）の両者が同時に流行しており、同形式の「十炷香」と「十種茶」が最も一般的であったことが読み取れる。

鎌倉幕府が滅亡して世相がまだ混乱する中、現世謳歌の奢侈な風潮が蔓延した。混乱の中、埒外・破格な風流の表現が流行し、それが婆佐羅と呼ばれた。『建武式目条々』は「近日号婆佐羅専好過差、綾羅錦繡・精好、銀劍、風流服飾、無不驚目、頗可謂物狂歟」と記した。婆佐羅は、贅沢を好み、綾羅錦繡や精好、銀劍、風流の服飾などの贅沢品を身に付けて、見る人を驚かせる「物狂い」であると述べているのである。

この婆佐羅を好んだ人たちの間で、懸物を伴う鬪茶が流行していた。

『建武式目条々』は「群飲佚遊を制せらるべき事」の一項目を挙げ、鬪茶会もこの群飲佚遊の中に位置付け戒めたが、流行はその後も続いた。

「茶香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト」の「鎌倉釣」に注目してみたい。

後で触れるが、鬪茶に「三種釣茶」がある。その「釣茶」とはおそらく「茶を釣る」ということで、多くの包みの中から無作為に、包を選び出し釣り取るものと解されている<sup>(23)</sup>。

「鎌倉釣」は、この「釣茶」の方式が鎌倉風・武家風であることを述べているのではなからうか。あるいは、鬪茶の方式や釣茶の仕方に、京風と鎌倉風が存在したのかも知れない。京童が武家風を、ひいては武士を揶揄しているのであろうか。

この「落書」に、次のような現代語訳がある<sup>(23)</sup>。

京風・鎌倉風が、混ざり合って、一座がバラバラで怪しげな連歌の会。そこで連歌会が開かれるが、点者になろうとする人ばかりで採点基準もあやしい。旧家新興の区別なく、なんでもありの世界となっている。鬪犬と田楽は昔から関東のものであるが、田楽は今も大流行りしている。茶香十炷の寄合も、鎌倉以来のものであるが、都でも非常に流行っている。

ここでは「鎌倉釣ニ有鹿ト」が「鎌倉以来のものであるが」と訳されて、十炷香や十種茶が鎌倉あるいは鎌倉武士に由来するという意に解

されている。

前文を含めた文脈から検証してみると、「関東由来のもの」として挙げた闘犬と田楽の後に並列されていることから、「茶香十柱の寄合」も鎌倉由来のものとして、「落書」の作者は捉えていると理解できる。

しかし今のところ、鎌倉時代に鎌倉の武士たちが闘茶を行っていた形跡は、一次資料からは窺えない<sup>(1)</sup>。「金沢文庫文書」に闘茶の存在を窺わせる史料がないことから、金沢貞顕(一二七八〜一三三三)周辺では闘茶が行われていなかったと考えられるのである。

これらのことから推測すると、闘茶は南北朝期の武士らを中心として創始されたと推測することができる。

### c 『太平記』

『太平記』は、一三三〇年頃から段階的に書き継がれ、最終的に現存の四十巻本が成立したのは一三八〇年代以降とされる<sup>(24)</sup>。たとえ時代の雰囲気は良く伝えているとしても、架空や誇張の表現に満ちた物語であり、五十年に及ぶ時を経て創作された文学作品なので、内容を史実として採用することはできない。したがって、描かれる幾つかの闘茶の場面からは、当時の闘茶の雰囲気をつかえるに留めるべきであろう。

最初に闘茶が現れるのは、第七巻「千劔破城軍事」においてである。元弘三年(一三三三)の出来事とされる、鎌倉幕府軍と千早城に立てこもる楠木正成との間の攻防を描写した一場面である。

大将ノ下知ニ随テ、軍勢皆群ヲ止ケレバ、慰ム方ヤ無リケン、或ハ

碁・双六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶・褒貶ノ歌合ナンドヲ翫デ夜ヲ明ス<sup>(25)</sup>。

千早城を攻めあぐねた鎌倉幕府軍は、攻撃を兵糧攻めに切り替えると、幕府軍の武士らは手持無沙汰で、碁や双六、百服茶、歌合に興じたと述べる。戦場での闘茶の記事は珍しいが、その内容までは窺えない。後述するように、当時の闘茶会は唐物尽くしの奢侈なイメージが強いが、屋外で後の茶の湯の野点のような素朴な闘茶も行われたたかも知れない。

第三十三巻の「公家武家栄枯易地事」では佐々木導誉の闘茶会を描写する。

又都には佐々木佐渡判官入道々誉始として、在京の大名、衆を結で茶の会を始め、日々寄合活計を尽すに、異国本朝の重宝を集め、百座の粧をして、皆曲录の上に豹・虎の皮を布き、思々の段子金欄を裁きて、四主頭の座に列をなして並居たれば、只百福莊殿の床の上に、千仏の光を双て坐し給へるに不異。異国の諸侯は遊宴をなす時、食膳方丈とて、座の囲四方一丈に珍物を備ふなれば、其に不可劣とて、面五尺の折敷に十番の齋羹・点心百種・五味の魚鳥・甘酸苦苦の菓子共、色々様々居双べたり。飯後に旨酒三献過て、茶の懸物に百物、百の外に又前引の置物をしけるに、初度の頭人は、奥染物各百充六十三人が前に積む。第二度の頭人は、色々の小袖十重充置。三番の頭人は、沈のほた百両宛、麝香の膾三充副て置。四番の頭人は沙金百両宛金糸花の盆

に入て置。五番の頭人は、只今為立たる鎧一縮に、鮫懸たる白太刀、柄鞘皆金にて打くゝみたる刀に、虎の皮の火打袋をさげ、一様に是を引く。以後の頭人二十余人、我人に勝れんと、様をかへ数を尽して、如山積重ぬ。されば其費幾千万と云事を不知。是をもせめて取て帰らば、互に以此彼に替たる物共とすべし。ともにつれたる遁世者、見物の為に集る田楽・猿楽・傾城・白拍子などに皆取られて、手を空して帰しかば、窮民孤独の飢を資るにも非ず、又供仏施僧の檀施にも非ず。只金を泥に捨て玉を淵に沈めたるに相同じ。此茶事過後又博奕をして遊びけるに、一立てに五貫十貫立ければ、一夜の勝負に五六千貫負る人のみ有て百貫とも勝つ人はなし。此も田楽・猿楽・傾城・白拍子に賦り捨ける故也<sup>(26)</sup>。

(大意) ※以下、大意は筆者が作成。

都では、佐々木佐渡判官入道誉をはじめとして、在京の大名衆を集めて茶会を催し、寄合が盛んであった。国内外から収集された宝物で百人分の座席が飾られる。全ての曲景の上に豹・虎の皮を敷き、様々な段子金襴で掛けて、四主頭(参加四グループの四人のリーダー)の座を先頭に一列に並べられている。あたかも荘厳を極めた部屋に光を放つ千仏が置かれているようである。異国の諸侯は遊宴を催す時、食膳方丈と云って、座席の周り一丈(一十尺)に珍味を準備したという。これに劣らない、五尺四方の折敷に十種の精進物の吸物・百種の点心・五味の魚鳥・甘酸苦辛の菓子などを色々と並べた。食事後に旨酒三献(大・中・小の杯で一杯ずつ繰り返し、九杯

の酒をすすめるもの。式三献。)が行われる。茶の懸物(勝負事に懸ける物)に百種類の物が用意され、その他に又引出物が用意される。一番目の頭人は、染物百枚ずつを六十三人それぞれの前に積んだ。二番目の頭人は、色とりどりの小袖十枚ずつを置いた。三番目の頭人は、沈香の塊百両ずつに麝香の塊三つずつを添えて置いた。四番目の頭人は、砂金百両ずつを金糸花の模様の盆に入れて置いた。五番目の頭人は、できたばかりの鎧一領と、梅花皮で鞘や柄が飾られた白太刀、柄鞘が総金張りの刀に虎皮の火打袋をさげたものを、全員の引出物とした。この他の頭人二十余人も他の頭人に勝ろうと、変わったものをできるだけ数多く、山のように積んだ。その費用はどんなに高価か知れない。この懸物や引出物を得て持ち帰れば、互いに物を交換したこととなる。供に連れて来た遁世者や、見物しようと思集まった田楽・猿楽・傾城・白拍子などに物を与えて手ぶらで帰っても、困窮して飢餓する民のためにはならないし、仏への供物や僧侶への布施にもならない。只、金を泥に捨て、玉を淵に投げて沈めるのに等しい。この茶会が終了した後、博奕をして遊ぶのに、一度に五貫十貫が賭けられるが、一夜の勝負に五六千貫負ける人ばかりで、わずか百貫でも勝つ人はいない。これも田楽・猿楽・傾城・白拍子に分け与えるからである。

佐々木導誉が、在京の大名衆を客として盛んに催していた茶会で使用される茶室は、導誉の収集した「異国本朝ノ重宝」(国内外の宝物)で飾り立てられている。別項で紹介する『喫茶往来』が描写する茶室も、



唐物尽くしの派手な装飾である。このことから室町時代前期の茶室は、当時流行していた唐物趣味を反映したエキゾチックなものであったと思われる。

茶会の客の配席構成は、建仁寺などの四つ頭茶会を拡大したもののようである。頭人（正客・各グループのリーダー）を先頭に次客以下が列座する形式である。建仁寺の場合は、頭人が四人で四つのグループで構成されるが、太平記のこの場面で、五人の頭人に加えて二十余人の頭人がいると述べることから、客が二十五余りに分かれたグループで構成されていたことになる。また参加者は、用意された引き出物の数から六十三人と推測できる。

闘茶でなく寺院の茶礼である建仁寺の四つ頭茶会の形式を、どのように闘茶会に導入したのであろうか。二十五余りに分かれたグループによる対抗で、どのように闘茶を競ったのだろうか。別項で紹介する闘茶の記録紙（成績表）は個人対抗で競ったもので、グループ対抗に読み取れる記録紙は見当たらない。

闘茶席の形式については、全参加者の座席は畳席などではなく、曲棗に座る椅子席であったことが分かる。また次第としては、闘茶会の前に食事、続いて酒を提供したとする。食事は、精進の吸い物と折敷に載せた点心や魚鳥、菓子などである。飯後に三献の酒を提供している。

客の席の前に置かれる前引（引出物）は、各頭人が全ての参加者に対して提供するもので、一人目の頭人は「奥染物」を百ずつ、二人目の頭人は、小袖十領ずつを置く。三人目の頭人は沈香と麝香を、四番目の頭人は砂金を、五番目の頭人は鎧・白太刀・刀・火打袋を置いた。他の頭

人二十余人も手を変え品を変え、できるだけ多くの数を置いたとする。

この前引は、闘茶の勝敗に関わらず持ち帰ることができるのであろうか。日本の闘茶は懸物を賭けるギャンブルであり、勝者は懸物を得ることができた。この場面での懸物「百物」の百は、軍記物などの物語特有の数遊びを用いた誇張表現であるとしても、太平記が描こうとした世界の闘茶では、懸物の数や種類の多さを競う風潮があったことは事実であろう。

太平記が南北朝期の動乱を叙述するに当たり、時代の特徴の一つとして旧来の権威を無視する武士の型破りな行状を表現しようとした。そしてバサラの主人公に選ばれたのが佐々木導誉であり、バサラが象徴的に表現された舞台が闘茶会であった。鎌倉末期以降にしか、その存在を示す史料が見当たらない闘茶は、鎌倉時代末期に創始された可能性がある。とすれば、闘茶は鎌倉時代末期から室町時代初期の動乱期の時代性が生み出したものとなり、その時代の気風や特質を反映したものなのかもしれない。太平記の闘茶が一種の下品さを感じさせるのは、懸物を伴う賭博の性格を併せ持っているからであろう。そして誇張された懸物の派手さが、その下品さを増幅するのである。京童が「二条河原落首」で揶揄するところである。

太平記に見える享樂的な闘茶と、道徳的な精神性を包含して後世に成立する茶道は、ともに寺院の茶礼から派生したものである。両者ともルーツを同じくする集団的飲茶方式でありながら、対照的である。また、わび茶が創始され流行することによって、闘茶が廃れたという記述が、闘茶や茶道史の概説で見られる。また一説には、千宗旦がその享樂性か

ら鬪茶を否定したとされる<sup>(27)</sup>。

私たちが太平記の鬪茶に一種の下品さを感じるように、当時の人々が実際の鬪茶に対して批判的であったのは事実であろう。賭博を伴う派手な鬪茶が、実際に当時の人々の目に余ったことを、「二条河原落書」などの文言が示している。いまだ論証されてはいないが、確かに茶道は、このような鬪茶に対するアンチテーゼとして創造されたのかもしれない。

次の第三十六卷「清氏叛逆事付相摸守子息元服事」は、「七所飾り」<sup>(28)</sup>という催しにおいて行われた鬪茶を描く。佐々木道誉が七夕にちなみ、座敷の七か所を飾り、七つの料理（番菜）を用意し、七種類の懸物を並べ、七十服の本非茶勝負（鬪茶）を行ったと記す。

次に今度七夕の夜は、新將軍、相摸守が館へをはして、七百番の誦合をして可遊也と兼て被仰ければ、相摸守誠に興じ思て、様々の珍膳を認、哥読共數十人誘引して、已に案内を申ける処に、道誉又我宿所に七所を粧て、七番菜を調べ、七種類の課物（懸物）を積み、七十服の本非の茶を呑む可き由を申て、宰相中将殿を招請し奉ける間、歌合はよしや後日にてもありなん、七所の飾は珍き遊なるべしとて、兼日の約束を引違、道誉が方へをはしければ、相摸守が用意徒に成て、数寄の人も空く帰にけり<sup>(26)</sup>。

（大意）

今度の七夕の夜には、相摸守の館を訪れて七百番の歌合を楽しもうと、新將軍が兼ねてよりおっしゃっていたので、相摸守は大変面白

がり様々な珍味に食膳を用意し、歌の詠み手数十人を招いて、既に將軍に知らせていた。道誉は自らの宿所で七か所を飾り付けて、七種類の料理を準備し七種類の課物（懸物）を積み上げて、七十服の本非茶勝負を催すと知らせて、宰相中将殿（新將軍）を招待した。新將軍は、歌合なら後日でも行えるが七所飾りは珍しい遊びであるとして、予てからの約束を違え道誉の方を訪れた。相摸守の用意は無駄となり、風流好きの人も落胆して帰ってしまった。

佐々木道誉が、七夕の「七」にちなんで七十服の本非茶勝負を行う茶会に、新將軍を招いた記事である。架空や誇張を織り交ぜつつ、七という吉数尽くしの催しを表現する中で、懸物を伴った本非茶勝負を取り上げているのである。この場面の「七所飾り」とは、歌合と鬪茶の会場の室札を飾り立てる趣向で、贅沢な料理や懸物と共に鬪茶の座を盛り上げるためのものである。「七所飾り」と言いながら、この催しの主題は歌合と本非茶勝負であろう。

第三十九卷「諸大名讒道朝事付道誉大原野花会事」でも、道誉が大原野で行った花見において催した鬪茶について言及する。

遙に風磴を登れば、竹筧に甘泉を分て、石鼎に茶の湯を立置たり。松籟声を讓て芳甘春濃なれば、一碗の中に天仙をも得つべし。紫藤の屈曲せる枝毎に高く平江帯を掛て、螭頭の香炉に鷄舌の沈水を薫じたれば、春風香暖にして不覚梅檀林に入かと怪まる。眸を千里に供じ首を四山に廻、烟霞重疊として山川雜り峙たれば、筆を丹青不仮、十日一

水の精神云に聚り、足を不移寸歩、四海五湖の風景立に得たり。一步三嘆して遙に躋ば、本堂の庭に十囲の花木四本あり。此下に一丈余りの鍬石の花瓶を鑄懸て、一双の華に作り成し、其交に両囲の香炉を両机に並べて、一斤の名香を一度に焚上たれば、香風四方に散じて、人皆浮香世界の中に在が如し。其陰に幔を引曲景を立双て、百味の珍膳を調へ百服の本非を飲て、懸物如山積上たり<sup>(29)</sup>。

(大意)

風の吹く石橋に登れば、竹の筧に美味しい泉の水を引いて、石製の鼎に茶の湯を用意してある。釜の湯のたぎる音が聞こえ麗しい春が深い。一椀の中に仙人がいる。紫藤の屈曲した枝々に禅宗で使う帯を掛けて、竜頭の香炉に鶏舌香のような沈香を薫じれば、春風香暖で意識がゆるぎ梅檀の林に入ったかと怪んだ。千里遠くにまで目を向け四方の山を見回し、深い霞の中に幾つもの山や川があるので、多彩な色では描けない。画家が丹念に心を描いた画の趣がここに集まり、歩き回らなくても四方の海や五つ湖の風景を見ることが出来る。しきりに感嘆しつつ登ってゆくと、本堂の庭に囲われた花木が四本有る。その下に一丈余りの真鍮製の花瓶があるように見えるこしらえがあり、一對のいけ花のように創作してある。その間に二つの香炉をそれぞれ机に並べて、一斤の名香が一度に焚上げられる。香りが四方に広がり、人々は浮香が満ちる浄土にいるようである。その脇に幔を引いて曲景を立て並べて、百種類の珍しい料理の膳を用意し、懸物を山のように積み上げて、百服の本非茶勝負を行った。

大原野の桜の花見会という屋外の催しでありながら、室内の催しと同様に会場には茶の湯を用意し、大木の桜に仕掛けをしていけ花に見せ、大きな塊の名香木を一気に炷き上げたとする。茶・花・香の要素が揃えられているのである。この表現は、茶・花・香が『太平記』の成立時期には既に、接客の室札として備えるべき理想の三大要素と認識されていたことを示している。

一方、席主と客が共に参加して楽しむ余興として、闘茶が催されるのみで、その場で活ける「たてはな」や聞香(組香)は採用されていない。空炷きされるのみの香については、組香の成立或いは流行する時期を考える上で、一考すべき場面設定である。

ここに現れる百服の本非茶勝負とは、本茶と非茶の二種類がそれぞれ五服ずつで、合計十服が順不同で出題されるという十服茶を十回行うものである。

太平記で見られる闘茶の種類は、本非茶勝負のみで、室町時代を通して最も一般的となる十種茶(四種十服茶)の名も見えないのは意外である。

なぜなら、先に見たように草戸千軒町遺跡の十四世紀中頃の遺構から、十種茶あるいは十種(炷)香に使用されたことが推定される墨書木札が出土しており、『太平記』が執筆されるころには、既に十種茶あるいは十種(炷)香が成立していたことが明らかだからである。このことも、南北朝期における闘茶の発展段階を検討する上で一考すべきであろう。

d 『師守記』

『師守記』は、南北朝時代の明法官人中原師守の日記で、暦応四年（一三三九）から応安元年（一三六八）までと、応安四年（一三七一）及び応安七年（一三七四）の記録が伝存する。北朝の朝儀・公事を中心に記録する内容には、自身が参加した鬪茶会についても記している。本非十種茶の名前が現れる最も古い記録とされるのが、『師守記』の次の条である<sup>(2)</sup>。

十種本非帳行懸物等被出之□□、家君香炉・馬鞆・頭殿蠟燭一廷並台、予懐手苜、外史茶坑二、覚照房一段、善覚雑紙一束也。（暦応三年〔一三四〇〕正月二十五日条）

本非十種茶が催され、参加者が懸物を供する。各人の懸物は、師守の兄の師茂（家君）が香炉と馬鞆、頭殿は蠟燭一廷とその台、師守自身は懐手苜、外史は茶坑二口、覚照房は一段（不明）、善覚は雑紙一束である。詳細な記載は、師守にとっても、懸物に関心の的であったことを窺わせる。

また、次の条でも本非十種茶が行われている。

是日家君自文殿御帰畢之後、有御会、十種本非也、兵部□師光進茶、非無興者也、幸甚々々。（暦応三年〔一三四〇〕四月十九日条）

師守の兄・師茂が文殿から帰邸した後、本非十種茶の会が催された。

師光が茶を献上している。師光が進上した茶は「非無興」つまり有興で、良いものであったのであろう。「幸甚々々」と喜んでいる。

師守は鬪茶に熱心であったのか、次の記事では本来ならば身を慎むべきはずの精進を始める日に、懸物のある鬪茶に参加している。

自今日予精進如例、今夜有十服茶、今年初度也、有其興者也、勝□（負）也。（暦応三年〔一三四〇〕二月十七日条）

また、二日後にも十服茶に参加し、「負沙汰」と記している。師守が負けたことを示しているのだろうか。引出（引出物）は参加者に配られる贈呈品であり、勝者へ送られる懸物とは異なるので、「負沙汰」との関係は無からう。

今日有十服茶負沙汰也、有引出、如形有之。（暦応三年〔一三四〇〕二月十九日条）

筒井絃一氏は、正月二十五日と四月十九日に行われた「十種本非」と二月十七日に行われた「十服茶」は異なる茶技であるとみる<sup>(2)</sup>。

「十服茶」は「十種本非」開催日より後日に行われたのに、「十服茶」は「今年初度」と記されているからである。筒井氏は、「往来物の十種茶とは本非十種とか乱容十種茶という如く、四種十服とは限らないものだったのかもしれない。」と記すのである。

『祇園社家記録』紙背に「本非十種」の茶勝負の記録が残されている

ことから、文中の「十種本非」は本非十種茶勝負と解釈するのが妥当であろう。本非十種茶勝負は、本茶と非茶の二種類がそれぞれ五包ずつ用意され、それらが無作為で出題され、出題された順番を本非で回答する闘茶である。草戸千軒遺跡出土の闘茶札の内、「本非」と記されたものは、このような闘茶に使用されたのであろう。

十種香と同じ構造の十種茶を四種十服とすると、本非十種茶は二種十服なので、両者は明らかに異なるものである。

## (2) 闘茶の種類

続いて、文献資料から闘茶の種類とその内容を検討する。

ここでは詳述できないが、往来物や記録紙(闘茶の成績表)を含め、書籍や日記・書籍記録類、そして草戸千軒遺跡出土の闘茶札から判明する闘茶の種類は、第五表のとおりである。

先に検討した「二条河原落書」、「太平記」、「師守記」をはじめ、別稿で検討する往来物・日記・記録・記録紙(闘茶の成績表)など闘茶に関する文献資料に闘茶の種目名を探した。室町時代の闘茶の種類には、百服本非茶勝負・七十服本非茶勝負・十種茶・四種十服(≡十種茶)・都鄙茶勝負・善悪(≡本非か)茶勝負・十種本非(茶勝負)(≡本非十種)、十服茶、六色茶、二種四服、三種釣茶、四季茶、新古、乱容十種茶・四種十返(≡四種十服)・三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶・三種之釣茶・七所勝負(三種一客七所勝負・七度勝負)の種目名が掲載されていた。

これら闘茶関係史料の中で『異制庭訓往来』は、三月一日付けの書状

文献名称	種別	成立時期	掲載する闘茶の名称
太平記	物語	1380年代以降(書き始めは1330年頃)	百服本非茶勝負・七十服本非茶勝負
二条河原落書(建武年間記)	日記・記録	建武年間[1334-38]頃	十種茶
祇園社家記録		康永二(1343), 貞和六(50), 文和元(52), 応安四(71)~応安五年(72)	七度勝負
看聞日記		応永二十三~文安五年(1416~48)	七所勝負
師守記		延元四年(1339)~文中三(1374)	十種本非・十服茶
大乘院寺社雑事記		長録二年(1458)	十種茶, 七所勝負
喫茶往来	往来物	室町時代初期	四種十服(≡十種茶)・都鄙茶勝負・善悪(≡本非か)茶勝負
異制庭訓往来		延文~応安年間(1356~75)	十種茶・六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶・四季茶・新古
遊学往来		応安五年(1372)以前作	乱容十種茶・四種十返・三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶・四季茶・三種之釣茶
四季茶交名(東大寺所蔵)	記録紙(闘茶の成績表)	観応二年(1351)	四季茶
三種一客七所勝負(元興寺極楽坊文書)		不明	三種一客七所勝負
本非十種(祇園社家記録紙背)		康永二年(1343)以前	本非十種
十種茶本非事(大乘院文書紙背)		文和元年(1352)以前	十種本非
十種茶勝負(吉川家本『元亨積書』紙背)		延徳三年(1419)	十種茶勝負(内容は四種十服)

第5表 文献資料に見られる闘茶の種類の名称表

の内容として、次のように最も多くの闘茶の種類を紹介する。

所謂十種茶。六色茶。四種十服。二種四服。三種釣茶。四季季茶。新古打抜按排。無合不合。茶磨之遠近。葉之大小。壺之善悪。青火之調也。

「四季季茶」までは闘茶の種類を述べているのが明らかであるが、「新古」については二通りの解釈が成り立つと思われる。一つは「茶葉の新古」、つまり茶葉の新鮮さの状態を示す文言として解釈できる。闘茶に使用する茶葉の状態を表す場合である。もう一つは「新古茶勝負」、つまり新茶か古茶かを判断する闘茶の種目として解釈できるのである。

濁点の打ち方から考えると、『群書類従』の編者は「茶葉の新古」と解釈したと推察する。闘茶の種目を羅列する中で、「新古茶勝負」より内容が複雑な「四種十服」をはじめとする闘茶を列記した最後に、比較的単純な「新古茶勝負」を記すのは不自然に思われる。よって、「新古打抜按排」は「茶葉の新しさや古さ、葉の打ち抜きの具合」の意に解釈するのが妥当であろう。しかし一方、前述したように草戸千軒町遺跡出土の闘茶札に「新古」と墨書されたものがその証左となり、新古茶勝負の存在は明らかなのである。

ここまで、文献資料に現れる種目名を抽出することにより、室町時代に行われた闘茶の種類をまとめた。次に、これらの闘茶が具体的にどのような方式で行われたのか、その構造はどのようなものであったのかを、香道における組香も参考にしつつ推測してみる。

本非茶勝負は、最も原初的な闘茶と思われるもので、本茶（梅尾産の茶。後に宇治茶になったとされる。）か非茶（梅尾産ではない茶）かを飲み分けて当て競うものであるとされる。「百服本非茶勝負」は本非茶勝負を百回、「七十服本非茶勝負」は七十回繰り返したものである。

十種茶は、香道における十種香と同様の構造と考えると、四種十服となる。茶は「一」「二」「三」「ウ（客）」の四種で、「一」「二」「三」がそれぞれ三包、「ウ」が一包のみ、合計十包が用意される。出題の前に、回答者が「一」「二」「三」の茶の特徴を覚えるために、試みとしてそれぞれを味わう。その後全包が打ち混ぜられて、十包が無作為・順不同で点てられ、回答者に順次提供されたものと思われる。

都鄙茶勝負の構造は、本非茶勝負に類似したものと推測することができる。都茶（京都産の梅尾や高尾などの茶）か鄙茶（京都産ではない地方産の茶）かを飲み分けて当て競うものである。茶の種類は都茶と鄙茶の二種であるが、それぞれ何包用意されて合計何服を回答者は飲み分けたのか窺えない。「十種本非」が存在するので、都鄙についても基本は十碗を飲み分ける十服であろう。

善悪茶勝負については、闘茶札の出土も無く推定も難しい。初めから善茶と悪茶を設定しておいて、それを無作為・順不同で出題して飲み分けたのか、あるいは二種の茶を出題し、どちらが美味かを回答者が判断するものであったのか、見当はつかない。もし善悪茶勝負が、茶そのものの良し悪しを競うものであれば、その場合は中国の闘茶に近いと言える。出題茶を飲み分ける回答者の能力を競うものである日本の闘茶と異なり、中国の闘茶は水色「茶湯の色」や茶湯に浮かぶ泡、或いは味や香

りなどという基準に基づいて、茶そのものの良し悪しを競う茶比べであるからである<sup>(30)</sup>。

十種本非は、『祇園社家記録』紙背にある「本非十種」茶勝負の記録内容から判断すると、本茶と非茶それぞれ五包で合計十包を点てて飲み分けるものであったと思われる。

十服茶は、十碗の茶を飲み分けるものであろうことは推定できるが、その内訳が四種十服(＝十種茶)と同様なのか、本非十服なのか不明である。

六色茶については、六種を「六色」というように、六種類のお茶を飲み分けるものと思われるが、それ以上のことは窺えない。

ちなみに、中国では現在、茶の種類を製茶法の違いによって「六大茶」に分類している。緑茶・黄茶・黒茶・白茶・青茶・紅茶の六種である。

しかし中国茶における六色の成立は宋代より時代が下るので、日本の「六色茶」はこれに由来するものではない<sup>(31)</sup>。

四種十服は、三種類の茶各三包みと一種類の茶一包の合計十包を飲み分ける、十種茶と同様のものと思われる。

二種四服は、文字どおり二種類のお茶、おそらくは各二包を飲み分けるものである。本非茶勝負や都鄙茶勝負、新古茶勝負も二種であるが、先に述べた十種本非のように、出題数は十包十碗が標準的と思われるので、四服は珍しい。

三種釣茶は、三種類の茶が何包かずつ用意され、その中から無作為に取り(釣り)出し、点てられて出題されたものと考えられる。

筒井絃一氏は、<sup>(32)</sup>「三種釣茶も、三種の茶を何包かに包んでその中の

いく包かを選び出すところに意味を持たせているのではかなろうか。」と述べる。また「釣茶」については、「釣り茶とはおそらく『茶を釣る』ということ、多くの包みの中で、ある包を選び出し釣り取る意味だと考えていいのではなからうか。」と述べる。

「釣る」という表現は、用意した包全部ではなく、その中から無作為に選んだ包を出題するものと考えられる。これも全部で何服出題されるのかなど疑問が多いが、それ以上推測することができない。

四季季茶についても、筒井絃一氏が、「『四季季茶』とは、『四季茶交名』(東大寺所蔵※筆者注)と同様の茶技である。(中略)『出冬・夏・冬・秋……』が回答で、普通一・二・三・ウで書くところを、春夏秋冬にあてるゆえの「四季茶」である。」と指摘する。

「四季季茶」は、誤って「季」を重ねて記したもので、「四季茶」であろう。「四季茶交名」(東大寺所蔵)を分析した筒井氏によると、四季茶は四種十服の勝負であるが、ウ(客)茶の使用方法が通常の四種十服の勝負とは異なることを指摘している。四種十服では、通常、ウ(客)茶は一服のみ出されるが、四季茶ではウ(客)茶が複数回出された可能性があるという。

筒井氏は、「四季茶」の構造が香道にある「四季寝覚香」という組香の構造と同様のものと考えている。

「新古」が墨書された闘茶札が草戸千軒町遺跡から出土して存在が明らかとなった新古茶勝負は、文字どおり新茶と古茶を飲み分けたものである。本非茶勝負や都鄙茶勝負、善悪茶勝負と同じく、何服出題されたか見当がつかない。

乱容十種茶は、内容の信憑性が疑われる『遊学往来』（信憑性については後述）のみが挙げるもので、十種茶の変種を表現していると推測する。ちなみに中国語で「乱容」は日本語の「混沌」の意味であるという。想像をたくましくすれば、乱容十種茶は、出題前に出題される味を覚えるために数種の茶を飲む「試み」が無い、「無試」のことを示すのではなからうか。また、『遊学往来』の「四種十返」は「四種十服」のことであり、「四季」は『異制庭訓往来』が記す「四季茶」であり、「三種釣茶」は『異制庭訓往来』の「三種釣茶」であろう。

「対合客六色茶」は一つの単語なのか、あるいは「対合客」と「六色茶」で分離されるのか判断しかねる。「六色茶」は『異制庭訓往来』も挙げているのだが、「対合客」とは如何なることを示すのか。中国語で「対合」は「整列」の意味であるというが、「対合客」の意味は分からない。

三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶は、『遊学往来』のみが挙げるものである。

三種四服は三種類の茶を用いて四服を点てるので、内一種類は最少でも二包み用意されたことになる。また、三種類が各四包ずつ用意されて、出題された四碗が全て一種類の茶である場合も想定できる。

源氏茶については、筒井絃一氏が指摘する通り、源氏香と同様の構造であろう<sup>(2)</sup>。五種類茶がそれぞれ五包、計二十五包用意され、その中から任意で五包が抜き取られ、出題として点て出される。出題された五服が五種類の内のお茶かを当てるものであろう。五十二通りの回答が可能である。

系図茶も、香道における系図香と同様の構造を持つものと思われる。四種類の茶それぞれ四包の計十六包用意され、その中から任意で四包が抜き取られ、出題として点て出される。十五通りの回答が可能である。

七所勝負（七度勝負）については、「元興寺極楽坊文書」の記録紙に「三種一客七所勝負」の表題があることから、七所勝負は三種一客で行うものであるとする指摘がある<sup>(2)</sup>。この記録紙の内容から、有試の三種一客を七回繰り返すことではないことが読み取れるが、その構造は不明であるという。考察には弓道の伝書の「七所勝負」が有用であることを示唆するが、解明には至っていない。弓道伝書が掲載する弓道の記録紙の表記には、鬪茶の七所勝負の記録紙との違いが見られることから、これを糸口として改めて別に考察を試みたい。

鬪茶の種目において、実際に行われたことが確実なものは、室町時代の日記・記録類あるいは記録紙（鬪茶の成績表）に現れるもので、十種茶、本非茶勝負、七所勝負（三種一客七所勝負）、四季茶、本非十種に留まる。ちなみに室町時代の組香についても、管見ながら、実際に行なわれたことが確認できるものは十種香のみに留まる。往来物については非常に非常に断片的にし記載しないのに反して、種目名については自然なほど数多く列記する。教科書でありながら事典的性格も見受けられる往来物には、内容を競うあまり、実態を超えて潤色する傾向が見受けられる。掲載量を競い過度に誇ろうとするように感じられる記述内容は、その信憑性が疑われるのである。

特に『遊学往来』の記述の信憑性は疑わしい。『遊学往来』の成立を伝承どおり南北朝期とすると、そこに名前が掲載される源氏茶・系図茶



は南北朝期に既に成立していたこととなる。しかし、室町時代の記録類に源氏茶・系図茶の名が見当たらない。

先に、草戸千軒遺跡出土の木札で、闘茶と聞香の両方に使用可能な源氏物語の巻名が記されたものを紹介した。その札も、源氏物語の巻名は回答者を区別するための仮名であることから、仮名ではなく、回答そのものを巻名で行う源氏香に用いられたのではないことが明らかである。源氏物語を引用しながらも源氏香ではないのである。

『遊学往来』と同時期の成立とされてきた『異制庭訓往来』が紹介する闘茶の種類には、源氏茶と系図茶の名は見当たらない。また『遊学往来』の最古の写本は、天文五年(一五三六)の物であることから考えると<sup>(32)</sup>源氏茶・系図茶の成立は、南北朝期よりかなり時代が下るものと推測できる。

『遊学往来』と『異制庭訓往来』の茶に関する部分を比較すると、『遊学往来』は『異制庭訓往来』を下敷きにしたと思われる。『異制庭訓往来』の構成や内容をほぼ踏襲しており、仏教思想を語る部分を付加して分量を増やし、茶については一部改変・付加しただけに見受けられる。

想像をたくましくすると、『遊学往来』は『異制庭訓往来』に潤色しただけの偽書であると思われる。『異制庭訓往来』との違いを強調すべく、列記する闘茶の種類に源氏茶と系図茶を追加し、十種茶に「乱容」を、六色茶に「対合客」を加え、四種十服を四種十返に、二種四服に三種四服に、三種釣茶を三種之釣茶に、四季季茶を四季と、小手先の改変を行ったようにも見える。この単純で粗末な改変は、これが潤色である

ことを如実に示しているように思う。著者とされる玄慧も、仮託であることは周知のこととなっている。

「対合客」「乱容」は、闘茶や茶道、香道においても現れない用語である。源氏茶や系図茶の名が後世の写本作成時に、源氏香や系図香に倣って書き加えられたことも疑われる。

『遊学往来』が、『異制庭訓往来』への一部改変や付加によって成立したとすると、その成立は、現在想定されている南北朝期の成立ではなく、時期が下つての成立と考えた方が良からう。

香道の組香では、室町時代には十種香などの基本的な組香しか見られず、比較的複雑な組香が多く創作されるのは、近世に至つてからと考えられる。闘茶においても、南北朝期に確実に成立していたと言える種目は、草戸千軒遺跡出土の闘茶札が示す本非・都鄙・新古の茶勝負や十種茶、記録紙が残る四季茶である。次の段階で存在を想定すべき種目は、『異制庭訓往来』が記載する六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶であろう。

### (3) 日本における闘茶の始期と終期

次に、闘茶関係史料の成立年代から、闘茶の流行期間を検討したい。

闘茶の流行時期については諸説あり、第六表のように諸辞典の記述も揃っていない。残存資料の成立年代や、全国の遺跡から出土した木札(闘茶札か聞香札かは未確定)の廃棄年代、闘茶の流行と聞香の流行の関係などを基に考察する。

これらをまとめると、まず日本の闘茶の起源については、半数が「宋

から渡来」としたとする。しかし中国と日本の闘茶の間には、構造的な違いがあり、日本人が宋の闘茶のやり方を導入した訳ではないことが分かる。宋代の闘茶が、茶そのものの良し悪しを競うものであるのに対して、日本の闘茶は、複数の茶の同異（同じものか異なるものか）を飲み分ける参加者の能力を競うものである。日本人は独自のやり方を創作したのである。

中国からの渡来時期については、辞書類二件が鎌倉末期とするが、その根拠は明示されない。ただし、その頃に伝来していても矛盾は無い。『茶録』など宋代の茶書の内容が、室町時代の日本に流布したからである。闘茶の流行時期については、その始まりを鎌倉時代末期あるいは南北朝とし、終期を室町時代中期あるいは南北朝時代と表現するものが多い。

この一般的認識の根拠を明示する著作を見ない。想像するに、恐らく残存文献資料の成立年代の分布から設定されたものと思われる。

闘茶の流行の始まりを鎌倉時代の末期とするのは、建武年間（一一三三―一三三八）に「二条河原落書」が記される時点で、既に闘茶が大流行していたと考えられることによるであろう。

闘茶関係史料の成立時期は第七表のように、鎌倉時代末期あるいは南北朝期を中心とする室町時代前期とされる。これ以降の史料が減少することから、流行の終期が室町時代前半の終わりに設定されたと推測する。

しかし、室町時代後期に実際に闘茶を催したことを示す記録紙（闘茶の成績表）などの史料が、僅かながら存在する。

辞典名	項目名	闘茶の流行時期についての表現	出版社
角川茶道大辞典	闘茶	南北朝時代から室町中期ごろまで爆発的に流行したが、書院式茶道から草庵式茶道の創造とともにしだいに衰えていった。	角川書店
ブリタニカ国際大百科事典		鎌倉時代末期に宋からもたらされ、南北朝時代から室町時代中期にかけて、武家、公家、僧侶間で流行した。	ブリタニカ・ジャパン
デジタル大辞泉		宋から渡来し、鎌倉末期から南北朝時代にかけて盛んに行われた。	小学館
百科事典マイペディア		宋代の中国から伝来し、南北朝から室町中期にかけて武家・公家・僧侶の間に流行した。	平凡社
世界大百科事典・第二版		中国宋から渡来し、鎌倉末期から室町中期にわたって爆発的な人気をよんだ。	平凡社
大辞林・第三版		宋から渡来し、鎌倉末期から室町中期まで行われた。	三省堂
日本大百科全書(ニッポニカ)		鎌倉時代の末から室町時代中期の足利義教(あしかがよしのり)のころにかけて爆発的な流行をみせた。(筒井絃一)	小学館
精選版日本国語大辞典		鎌倉末期宋より輸入され、南北朝、および室町時代に流行した。	小学館
世界大百科事典・第二版	茶道	14世紀初期には闘茶という茶の遊びが生まれた。	平凡社

第6表 辞典における闘茶の流行時期の記述

史料名	成立年代あるいは残存年代
喫茶往来	室町時代初期成立
師守記	残存期間：暦応二年（1339）から 貞治七年（1368）
異制庭訓往来	南北朝期の延文～応安年間（1356 ～75）に成立
遊学往来	南北朝期成立とされるが、先に考 察したように成立時期の下がるこ とが想定される。

第7表 闘茶関係史料の成立時期

例えば、吉川家本『元享積書』紙背として、延徳三年（一四九一）正月二十一日に催された十種茶の記録紙が残されているのである。これらは、中世後期の戦国時代に入っても、闘茶が行われていたことを窺わせる。また、先に見たように、

中で偶然に生成されたものを採取するしかない貴重なものである。輸入によってのみ入手できる香木は、日本では古代から唐物として珍重され、室町時代に至っても希少で入手困難なものであった。その入手には、相応の権力や経済力が必要であったことを考えると、香木が必須となる組香を催行することが、日本の全国各地で可能であったのか疑問である。京都や鎌倉などの政治拠点や博多などの国際貿易港では比較的容易に入手できたであろうが、地方の中小都市にまで香木が流通したとは考え難い。守護大名や戦国大名によって、領地である地方へ持ち込まれて組香が嗜まれた可能性を考えられぬ訳ではないが、闘茶を催す方がはるかに容易であろう。

全国各地の室町時代後期の遺構から、出土物として闘茶かあるいは組香に使用されたと考えられる墨書木札が出土している。もしこれらの中に闘茶札があれば、室町後期には地方にまで闘茶が伝播し催されていたこととなる。闘茶が室町時代後期に衰退して廃絶したとは言い切れなくなるのである。

これらの墨書木札の選別には、組香の流行及び地方伝播の状況を考える必要がある。室町時代後期には、闘茶に替わって組香が流行したとされる。確かに室町時代後期になると、日記類に「十種香」を催した記事が散見する。

当時京都やその近郊では十種香が流行したと言えるのだが、果たして実際に地方にまで組香が伝播し流行しえたか疑問である。

組香の素材となる香木は、日本各地で生産できる茶と異なり、日本はおろか朝鮮半島や中国でも生産できない。東南アジアにおいて、自然の

以上、闘茶流行が鎌倉時代末期に始まったとされることに史料の矛盾はないが、闘茶が室町時代後期に衰退し廃絶したとするには、問題がある。流行は、後期にまで及んだのではなからうか。また、闘茶札の可能性のある木札の出土地の分布から、後期には地方で闘茶が流行したと言えるかもしれない。

総合的に検証した闘茶の流行期間を指標とすれば、流行期間に当たる時期の遺構から出土した闘茶札か聞香札か不明の木札について、闘茶札である可能性が増す。前節で挙げた草戸千軒町遺跡出土のBの札や、他の全国の出土木札が、闘茶札あるいは聞香札のどちらであるのかを選別する参考となるであろう。

## 三 まとめ

草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が、鬪茶のどのような種目において如何に使用されたのか、また鬪茶札と聞香札にはどのような違いがあるのか、という疑問をきっかけとして考察を始めた。

まず、全国の遺跡から出土した鬪茶札あるいは聞香札とされるものを紹介し、それらが鬪茶札と聞香札の、どちらの可能性もあることを指摘した。

次に、鬪茶関連の文献資料を、先行研究に学びつつ再解釈し比較検討することによって、名称のみが伝えられる鬪茶の具体的な内容を考察した。

文献資料には軍記物・往来物・日記・記録・記録紙（鬪茶の成績表）などがあるが、紙面が限られる本稿では、『花園天皇宸記』、『二条河原落書』、『太平記』、『師守記』の検討に留めた。

鬪茶の初見としては、『花園天皇宸記』に現れる「飲茶勝負」が挙げられ、懸物を伴った賭博であったことが窺える。

『二条河原落書』が記す「鎌倉釣」の「茶香十炷」は、「茶香十炷」が組香の「十炷香」と鬪茶の「十種茶」を指し、「鎌倉釣」は、その十炷香や十種茶が鎌倉風・武家風の方式であることを示していると考えられることを指摘した。

物語である『太平記』の内容を史実とすることはできないが、南北朝期の鬪茶の雰囲気窺うには有用である。鬪茶の場面を繰り返し描いた『太平記』の著者は、唐物で飾りたてられた茶室に贅沢な懸物が用意さ

れて行われる鬪茶に、いわゆるバサラ（婆佐羅）を見出したのであろう。

『師守記』には、懸物を伴った「十種本非」や「十服茶」が見られた。

また、関係史料から鬪茶種目の種類を探った。南北朝期に確実に成立していたと言える種目は、草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が示す本非・都鄙・新古の茶勝負や十種茶、そして記録紙が残る四季茶である。次の段階で存在を想定すべき種目は、『異制庭訓往来』が名称を記載する六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶である。『遊学往来』は、『異制庭訓往来』への一部改変や付加によって後世に成立した偽書であることが疑われるので、『遊学往来』が掲載する種目名は架空の可能性が高いことも指摘した。

最後に、日本における鬪茶の流行時期を検討した。

鎌倉末期に、中国宋代の鬪茶が日本に伝来したとされてきた。『茶録』など宋代の茶書の内容が室町時代の日本に流布していたことが明らかなことから、当時の日本の知識人が、宋における鬪茶の存在を認識していたことは確実である。しかし、茶そのものの良し悪しを競う中国の鬪茶と、参加者の茶の味を飲み分ける能力を競う日本の鬪茶は構造的に異なっており、日本人は中国の鬪茶そのものは導入せず、独自のやり方を創作したことが分かるのである。

鬪茶の流行の始まりは、現時点において鎌倉時代末期とするのが妥当であろう。残存する鬪茶に関連する文献資料の成立年代をみると、鎌倉時代に遡るものは少なく、室町時代前半のものが多い。『花園天皇宸記』正慶元年六月五日条や『二条河原落書』（建武年間（一三三四―一三八））が記された時点で、既に鬪茶が大流行していたことが窺えることから、

闘茶流行が鎌倉時代末期に始まったと考えられるのである。

そして、闘茶は室町時代後期に衰退して廃絶したのではなく、前期からの流行が後期にまで及んでいた可能性が高い。室町時代後期に闘茶を実施した記録が僅かながら伝来するとともに、全国各地の室町時代の遺構から闘茶札の可能性もある木札が出土しているからである。日本各地で生産された茶と異なり、組香に使用する香木は、東南アジアだけでしか自然生成されないものが輸入によってもたらされる貴重なものである。地方にまで香木が流通したとは考え難い。地方の中小都市で行われたのは、闘茶である可能性の方が高いと推測されるのである。

廃絶時期については、概説が「桃山時代にはカブキ茶として形骸化して残っていたが、千宗旦によつて遊芸にすぎるとして捨てられてしまった」<sup>(33)</sup>として近世初期の廃絶を示唆する。しかし立証はされていないことから、史料の検証を課題としたい。

今後、本稿で扱わなかった闘茶関連の文献資料を検討することによって、闘茶の解明に寄与したい。

【注】

- 1 神津朝夫「闘茶の方法とその発展」研究紀要(17)、野村美術館二〇〇八
- 神津朝夫氏は、闘茶が千利休時代に「茶カブキ」として受け継がれており、それが千家流の「七事式」の「茶カブキ」として取り上げられたとして、断絶を否定している。しかし、「七事式」の「茶カブキ」の内容は、中世の闘茶とはかなり相違していると思われる。数多く伝わる茶道伝書において闘茶に関する記述は見られない。

- 2 筒井絃一「闘茶の方法」『茶道聚錦』二、小学館一九八四
- 3 谷晃「茶書を読もう(2)喫茶往来―闘茶会のありさまを描く」『茶道雑誌』61(9)、河原書店一九九七
- 4 熊倉功夫「現代語で読む茶の湯の古典(2)『太平記』と闘茶」『茶道雑誌』70(2)、二〇〇六
- 5 筒井絃一、熊倉功夫「日記のなかの中世と近世」9「闘茶 祇園執行日記」『日本美術工芸』409、日本美術工芸社一九七二
- 6 五来重「元興寺極楽坊中世庶民信仰資料における闘茶史料」『大谷学報』44(2)、大谷学会一九六四
- 7 神津朝夫「闘茶の方法とその発展」『研究紀要』(17)、野村美術館二〇〇八
- 8 村井康彦「中世闘茶の方法」『日本史研究』(33)、日本史研究会一九五七
- 9 萩原英子「室町時代における闘茶の和様化について」『藝術文化研究』(20)、大阪芸術大学大学院芸術文化研究科二〇一六
- 10 筒井絃一「茶の湯と仏教第12回」闘茶に狂奔する僧侶たち』『淡交』70(12)、淡交社二〇一六
- 11 永島福太郎「飲茶の和風化―闘茶会と夢窓国師」『日本美術工芸』(318)、日本美術工芸社一九六五
- 12 野地修正「闘茶と会所」『日本建築学会研究報告』(15)、一九五一
- 13 白川宗源「喫茶文化史における闘茶の意義―バサラの検討をとおして」『鎌倉遺文研究』(25)、二〇一〇
- 14 宍戸佳織「中国宋代における茶の加工法の変化と闘茶」『人間科学研究』18(2)、二〇〇五
- 15 「水の文化楽習実践取材(9)群馬県中之条町 闘茶の神事を伝えるお茶講保

- 存会『遊ぶお茶』は現代の『講』、『水の文化』(16)、二〇〇四
- 16 志田原重人「いわゆる鬪茶の風習について」『草戸千軒』No.一三三、一九八四
- 17 下津間康夫「鬪茶札とその背景」『草戸千軒』No.一八一、一九八八
- 18 下津間康夫「草戸千軒町遺跡第四十三次調査区出土の鬪茶札について」草戸千軒』No.一九七、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所一九八九
- 19 石橋健太郎「草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札について」『広島県立歴史博物館研究紀要』第2号一九九四
- 20 広島県立歴史博物館編『草戸木簡集成』三、広島県立歴史博物館二〇〇四
- 21 「建武年間記」『群書類従』第二十五輯雑部、八木書店二〇一三
- 22 神津朝夫氏は、「茶香十炷」は「茶講十炷」のことであり、十種茶と十炷香の両方を指すのではなく十種茶のことだけを指していると主張した。「お茶講」は寛政年間の記録には「御茶香」と書かれており、「茶香十種」ならば鬪茶会だけをさす名称とみていいものであるから、と説明する。しかし南北朝に香木を炷くことが盛んに行われており、十種茶と同形式で香を素材とする十炷香が行われても不自然ではない。また、「種」の字を用いず特に「炷」と記しているのは、香を炷くことを意識したものと考えられることから、「十炷香」を読み取ることが妥当であろう。
- 23 『新編 史料日本史』東京法令出版二〇一〇
- 24 兵藤裕巳『太平記(よみ)の可能性』講談社二〇〇五
- 25 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 二五二ページ
- 26 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 三七五ページ
- 27 筒井絃一による「茶かぶき」の解説、『日本大百科全書』小学館一九八四
- 28 茶道では、七か所に台子を置いて茶器を飾ることをいう。『昆陽漫録・六』に「さて七所を粧るは、石州流の真の台子の七所飾のことなるべし」とある。
- 29 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 四四四ページ
- 30 蔡襄『茶録』の中の「論茶」布目潮瀨・中村喬編訳『中国の茶書』平凡社一九七六初版所収
- 31 布目潮瀨『中国喫茶文化史』岩波書店一九九五、五五ページ
- 32 「往来本デジタルアーカイブ」の(尊円新版)『続庭訓往来』(三次市立図書館蔵)の小泉吉永氏による解題参照
- 33 林屋辰三郎他編『角川茶道大辞典』角川書店一九九〇、九八七ページ、「鬪茶」の項

執 筆 者

石川 良枝	広島県立文書館文書等整理従事員
石橋健太郎	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任
岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸	広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
湯谷 祐三	愛知県立大学非常勤講師
廣森美枝子	小牧市古文書調査会会員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員

広 島 県 立 歴 史 博 物 館 研 究 紀 要 第 24 号

BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.24

発 行 日 令和 3 年 9 月 30 日

編集・発行 広島県立歴史博物館  
Hiroshima Prefectural Museum of History  
〒720-0067 広島県福山市西町 2-4-1  
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture  
720-0067, Japan  
Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印 刷 株式会社カオス

